

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項について

国土交通省告示 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」 に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 該当貸切営業所

京都京阪バス株式会社 八幡営業所
京都府八幡市上奈良宮ノ東2番5

2. 公表すべき事項（2019年3月31日現在）

(1) 運転者に係る情報

- ①正規雇用の運転者の人数 100 人
- ②正規雇用以外の運転者の人数 0 人
- ③健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険それぞれの加入者数
 - ・健康保険 100 人
 - ・厚生年金 100 人
 - ・労災保険 100 人
 - ・雇用保険 100 人
- ④平均勤続年数 6.9 年

(2) 運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理 補助者	整備管理者	整備管理 補助者
運行管理者及び整備管理者の人数 (人)	8	13	2	7
うち他業務（運転者等）の兼任者数 (人)	5	5	0	3

(3) 事業用自動車に係る情報

	車両数 (両)	年式		平均車齢	搭載車両導入台数(台)		
		最古	最新		ドライブ レコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV
大型	14	1998年	2018年	8.2	14	14	11
中型	2	2000年	2016年	10.9	2	2	1
小型	2	1998年	2017年	11.2	2	2	0
任意保険	対人保障 対物保障	無制限 無制限	主な運行の態様		観光輸送（昼間）等		

以上